

## 改正後のオーストラリア特許制度の留意点

2013年08月19日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

オーストラリア特許の改正法が2013年4月15日に施行されました。改正法によれば、特許の質を向上させることが目的とされ、そのために特許性の判断基準に関する規定が大幅に改正されました。旧法または新法のいずれが適用されるかについては、審査請求日に基づいて決定されます。なお、ペンディング中の出願から派生して分割出願手続をする場合、当該分割出願の審査請求日が基準となります。

改正された特許性の判断基準は、審査過程のみならず、特許付与後の異議申立手続や裁判における審理にも適用されることに留意ください。

### 【全7頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.